

協議第15号

広報・広聴事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

| 協議項目 | 22-3 広報・広聴事業の取扱い |
|---|------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1 広報紙については、<u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u>2 広聴については、実施内容について、合併時までに調整する。3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。4 行政懇談会については、新町において調整する。5 町勢要覧については、新町において発行する。 | |

「協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

| 協議項目 | 22-3 広報・広聴事業の取扱い | |
|-------|--|--|
| 調整の内容 | 決定済 | 再提案 |
| | 1 広報紙については、 <u>新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。</u> 2～5 略 | 1 広報紙については、 <u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u> 2～5 略 |

| 区分 | 現況 | | 調整の具体的内容 | |
|-----|---|--|---|---------------------------|
| | 幕別町 | 忠類村 | 決定済 | 再提案 |
| 広報紙 | <ul style="list-style-type: none"> ・名称 広報まくべつ ・発行内容 毎月1回1日発行 9,400部/月 ・配布方法 他の行政配布物と合わせ公区長宛宅配便にて輸送 | <ul style="list-style-type: none"> ・名称 広報ちゅうらい ・発行内容 毎月1回第3水曜日発行 1,100部/月 ・配布方法 他の行政配布物と合わせ行政区長宛郵送 (会議時配布や持参配布する場合あり) | <u>新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。</u> | <u>幕別町の例により、合併時に統合する。</u> |